

平成十五年総務省令第四十八号

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則  
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項及び第四項、第四條第一項及び第四項、第五條第一項並びに第六條第一項及び第三項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六條から第九條までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づき命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

2 総務省関係法令に規定する手続等（情報通信技術活用法第六條から第九條までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づき命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二條第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二條第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術活用法第六條第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三條第一項に規定する署名用電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八條に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十二年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四條第一号に規定する電子証明書をいう。）

ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二條の第二項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 情報通信技術活用法第六條第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 情報通信技術活用法第六條第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされたい事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 法令（法律及び政令を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（情報通信技術による手数料の納付）  
第五条 情報通信技術活用法第六條第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、前條第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）  
第六条 情報通信技術活用法第六條第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合  
二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと行政機関等が認める場合  
（処分通知等に係る電子情報処理組織）  
第七条 情報通信技術活用法第七條第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）  
第八条 行政機関等は、情報通信技術活用法第七條第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）  
第九条 情報通信技術活用法第七條第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第七條の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力  
二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところによる届出  
（処分通知等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）  
第十条 情報通信技術活用法第七條第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合  
二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと行政機関等が認める場合  
（電磁的記録による縦覧等）  
第十一条 行政機関等は、情報通信技術活用法第八條第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置かれた電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）  
第十二条 行政機関等は、情報通信技術活用法第九條第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第三号）第二條第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 行政機関等が、総務省関係法令の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術



方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「及び第四十一項」を「、第四十一項及び第四十二項」に改める改正規定及び「第十六条第九項」の下に「及び第十三項」を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一月二二日総務省令第一四〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月一日総務省令第五号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月五日総務省令第八号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年二月一九日総務省令第三号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月二六日総務省令第三号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三百三十六号）の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、平成二十年七月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月二六日総務省令第三号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三百三十六号）及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

（経過措置）  
4 前二項に規定するもののほか、この省令による改正前のそれぞれの省令の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの省令の相当する規定によってしたものとみなす。

附則（平成二〇年三月二八日総務省令第三号）抄

（施行期日）  
この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年五月一日）から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日総務省令第五号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一から八まで 略

九 附則第九条の規定（別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「附則第五号の四第三項及び第八項」の下に「、第十五条の七第三項」を加える改正規定に限る。）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日

附則（平成二〇年七月一八日総務省令第八号）抄

（施行期日等）  
第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行し、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。

附則（平成二〇年九月一八日総務省令第二号）抄

（施行期日）  
この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。

附則（平成二〇年十一月一四日総務省令第二二五号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十四号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二〇年十一月二八日総務省令第二二五号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二〇年十一月二八日総務省令第二二五号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、整備法の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

5 前項の規定にかかわらず、整備法第九十五条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督が行われる間は、総務省情報通信技術利用法施行規則中旧公益法人省令に関する規定（旧公益法人省令第三条に係るものを除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附則（平成二〇年二月一六日総務省令第一四五号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二一年三月二六日総務省令第一九号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 総務大臣の所管に属する公益信託であつて、当該公益信託を信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三条に規定する新法信託とするための信託の変更について総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第二百一十一号）による改正前の総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（以下この条において「旧公益信託省令」という。）第八条の規定に基づく認可を受けていないものについては、この省令による改正前の総務省情報通信技術利用法施行規則中旧公益信託省令に関する規定（旧公益信託省令第二条及び第三条に係るものを除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附則（平成二一年三月三一日総務省令第三六号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方税法施行規則附則第三条の二の二十（見出しを含む。）の改正規定、同規則附則第三条の二の二十一（見出しを含む。）の改正規定、同規則附則第三条の二の二十二（見出しを含む。）の改正規定、同規則附則第三条の二の二十三（見出しを含む。）の改正規定、同規則附則第三条の二の二十四（見出しを含む。）の改正規定、同規則附則第三条の二の二十六（見出しを含む。）の改正規定並びに同規則附則第四条及び第八条第一号から第三号までの改正規定並びに附則第十二条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別

表地方税法施行令の項の改正規定（第十二項を「第十三項」に改める部分に限る。）に限る。農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日

附則（平成二一年四月六日総務省令第四五号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年六月二二日総務省令第六五号）抄

（施行期日）  
この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附則（平成二二年八月二八日総務省令第八四号）抄

（施行期日）  
この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附則（平成二二年一月六日総務省令第一〇六号）抄

（施行期日）  
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年一月一三日総務省令第一一一号）抄

（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日総務省令第二七号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条の四第二項、第三条第一項、第三条の二の二、第三条の三及び第三条の三の二の改正規定、第三条の三の三の改正規定（同条第一項の改正規定（第二条第十二号の七の五）を「第二条第十二号の七の七」に改める部分に限る。）を除く。、第三条の四の二第二項第二号の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、第三条の六第一項、第四条の三の二第一項、第四条の四及び第五条第一項の改正規定、第五条の三の改正規定（同条第二項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める

部分に限る。)を除く。)、第五条の四第二項第二号の改正規定、第五条の五の改正規定(同条第二項の改正規定(「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。)を除く。)、第五条の六第二項、第六条の二第四項、第八条の二十九、第十条第一項、第十条の二第一項及び第十条の二の五の改正規定、第十条の二の七第二項第二号の改正規定(「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。))並びに次条、附則第四条第一項及び第六条の規定並びに附則第七条の規定(別表地方税法施行令の項中「第十二条の二第二十八項」を「第十二条の二第二十六項」に改める部分を除く。)、平成二十二年十月一日

附則 (平成二十二年三月三十一日総務省令第三六号) 抄

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年四月一日総務省令第四二号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十二年一月二十六日総務省令第九九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十二年二月二七日総務省令第一一三三号) 抄

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附則 (平成二十三年三月一日総務省令第一四号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年四月七日総務省令第三六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年六月二十九日総務省令第八一号) 抄

この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。

附則 (平成二十三年六月三十日総務省令第九六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の十五の次に一条を加える改正規定並びに第二条第二項及び第二条の二の改正規定並びに第五号の四様式及び第五号の五の二様式の改正規定、同様式の次に一様式を加える改正規定並びに第十七号の二様式別表、第二十五号様式、第三十二号様式及び第三十三号の三様式の改正規定並びに次条の規定及び附則第五条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「附則第三十五条の三第六項において」の下に「、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において」を加え、「第三百七十七条の二第二項から第六項まで」を「第三百七十七条の二第二項から第六項まで」に改め、「第三百七十七條の二第二項」の下に「及び第六項」を加える部分に限る。))に限る。平成二十四年一月一日

附則 (平成二十四年一月二七日総務省令第五号) 抄

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年二月一日)から施行する。

附則 (平成二十四年三月三十一日総務省令第二八号) 抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条の三の二、第二条の三の五、第二条の五、第五号の四様式、第五号の五の二様式、第五号の五の三様式、第五号の十四様式及び第十七号様式別表の改正規定並びに次条の規定(第三号様式別表に係る部分を除く。))及び附則第九条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「、第十四条の九第三項」を「(第一条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の九第三項(第一条第二項及び第十四条の九第二項において準用する場合を含む。))」に改める部分、「第十五条の四第二項」の下に「、第十六条の二第二項」を加える部分、「第二十条の九の三第一項及び」の下に「第三十八項、第四十項、第四十項及び第四十一項」を「第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十四項及び第四十五項」に改める部分、「第五十三條第二十二項及び第二十三項」を「第五十三條第二十二項、第二十三項及び第二十八項」に改める部分、「第五十三條第三十八項」を「第五十三條第三十七項」に改める部分、「第五十三條第四十項及び第四十一項」については第七百三十四條第三項において」を「第五十三條第三十九項及び第四十項については第七百三十四條第三項において、第五十三條第四十四項及び第四十五項については第七百三十四條第三項において」に改める部分、「第七十二條の四十九第二項及び第四項から第六項まで」を「第七十二條の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで」に改める部分及び「第七百三十三條の二十二第一項(これらの規定を第七百三十五條第二項)に改める部分を除く。))及び同表地方税法施行令の項の改正規定(「第七條の三の四第一項」の下に「、第七條の四の七第一項」を加える部分、「第二十四條の三第一項」を「第二十條の二第一項(第一条において準用する場合を含む。)、第二十四條の三第一項」に改める部分、「第二十五條第一項」の下に「、第三十五條の二の二第一項、第三十五條の四の二第一項、第三十五條の七の四第一項、第三十七條の十五の二第一項、第三十九條の十の二第一項、第四十條第一項、第四十二條の四の二第一項、第四十三條の十二の二

第一項」を加える部分、「第四十三條の十七」の下に「、第四十三條の十七の二第一項、第四十四條の三第一項、第四十五條第一項、第四十五條の二の三第一項」を加える部分、「第四十六條の三の二第一項」の下に「、第四十七條の五第一項」を加える部分、「第五十四條の四十二第一項」を「第五十二條の十三の二第一項及び第五十二條の十六第一項(これらの規定を第五十七條の三において準用する場合を含む。)、第五十二條の十八第一項、第五十三條の二の二第一項及び第五十三條の八第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第五十四條の三十三の二第二項(第五十七條の三において準用する場合を含む。)、第五十四條の四十二第一項」に改める部分及び「第五十四條の五十七第一項(これらの規定を第五十七條の三において準用する場合を含む。))」の下に「、第五十四條の五十九の二第一項、第五十五條第一項及び第五十六條の十一第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第五十六條の四十九の二第一項(第五十七條の三において準用する場合を含む。)、第五十六條の八十九の三第一項及び第五十六條の九十二の二第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。))」を加える部分に限る。平成二十五年一月一日

三及び四 略

五 第一条の七第二十三号、第九条の八第一項及び第二項、第十条、第十条の二並びに第十条の三の改正規定並びに附則第九条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定(「第四十八條の九の八第一項及び第四項並びに第四十八條の九の九」を「第四十八條の九の八、第四十八條の九の九第一項及び第四項並びに第四十八條の九の十」に改める部分に限る。))及び同表地方税法施行規則の項の改正規定(「第八條の五十一第一項並びに第十條第二項から第六項まで」に改める部分に限る。))に限る。平成二十六年一月一日

附則 (平成二十四年三月三十一日総務省令第二九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年三月三十一日総務省令第二九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年三月三十一日総務省令第二九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二十四年六月一五日総務省令第五二号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年一〇月一九日総務省令第九一〇号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定 公布の日

二 第一条中消防法施行規則第一条、第二条の二及び第三条の改正規定、同令第四条を第三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四条の二の改正規定、同条を第四条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四条の二の四及び第四条の二の六から第四条の二の九までの改正規定、同令第五十一条の八、第五十一条の九及び第五十一条の十一の改正規定、同条を同令第五十一条の十一の二とする改正規定、同令第五十一条の十の次に一条を加える改正規定、同令第五十一条の十一の二の次に一条を加える改正規定、同令第五十一条の十二、第五十一条の十四から第五十一条の十九まで、別記様式第一号の二及び別記様式第一号の二の二の改正規定、同令別記様式第一号の二の二の二を別記様式第一号の二の二の三とし、別記様式第一号の二の二の次に二様式を加える改正規定並びに同令別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削り、別記様式第十六号を別記様式第十四号とし、別記様式第十七号を別記様式第十五号とする改正規定並びに第七条の規定 平成二十六年四月一日

附則 (平成二五年三月二七日総務省令第二八号)

この省令は、平成二五年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年三月三〇日総務省令第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年六月一二日総務省令第六六号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条の二十二の改正規定並びに附則第三条の二の十七、第四条の四第九項第一号及び第六条第十八項の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定及び附則第七条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法施行規則の項の改正規定に限る。) 公布の日

二 略  
三 附則第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十号の改正規定並びに附則第七条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定のうち「附則第三十五号の三第六項」を「附則第三十五号の三第八項」に改める部分及び「附則第三十五号の三第十四項」を「附則第三十五号の三第十八項」に改める部分に限る。) 平成二十九年一月一日

附則 (平成二五年八月二九日総務省令第八二〇号) 抄

(施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年二月二四日総務省令第一二〇〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年三月三二日総務省令第三四〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第一条中地方税法施行規則第三条第一項の表(四)の項、第三条の二、第三条の四第二項第二号、第三条の四の二、第三条の四の三項の表(八)の項、第十条の二第一項の表(四)の項、第十条の四、第十二条の二六第二項第二号及び第十条の二の七第二項第二号の改正規定並びに附則第九条中総務省関

係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法施行令の項の改正規定 平成二六年十月一日

附則 (平成二六年七月一日総務省令第五六号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二七年七月一日から施行する。

附則 (平成二七年一月三〇日総務省令第三〇号) 抄

(施行期日)  
1 この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年一月三〇日総務省令第四〇号) 抄

(施行期日)  
1 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月二七日総務省令第二五〇号) 抄

(施行期日)  
1 この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律(平成二六年法律第九十六号。次項において「改正法」という。)の施行の日(平成二七年四月一日)から施行する。

附則 (平成二七年三月三〇日総務省令第二七〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「通則法改正法」という。)の施行の日(平成二七年四月一日)から施行する。

附則 (平成二七年三月三一日総務省令第三五〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

附則 (平成二七年三月三一日総務省令第三八〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略  
三 第二条の二第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に三項を加える改正規定、第二条

の三、第二条の三の二第二項、第二条の三の三、第二条の三の四第二項、第二条の三の五第二項及び第二条の三の六の改正規定並びに次条及び附則第十条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法施行令の項の改正規定(「第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項」を「第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項」に改める部分に限る。)) 平成二八年一月一日

四 第三条第一項の表(四)の改正規定、第三条の二の改正規定(同条第一項第一号に係る部分を除く。)並びに第十条の表(四)及び(八)及び第十号の二の四の改正規定並びに附則第四条の二及び第八号の四の改正規定並びに第四十八号の九の様式までを削る改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定並びに附則第十条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「第十四条の十八第二項」の下に「(第一号第二項において準用する場合を含む。)、第十五号の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項(同条第一項から第三項まで)については第一号第二項において、第十五号の二第七項及び第八項については第一号第二項及び第十五号の六の二第三項において準用する場合を含む。)、第十五号の二の二第一項及び第二項(同条第一項については第一号第二項、第十五号の五の二第三項、第十五号の六の二第三項、第五十五号の二第三項、第五十五号の四第三項、第七十二号の二第三項、第七十二号の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三号の二五第三項、第二百二十五号第五項、第四百四十四号の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九号の四第二項、第二十九号の五第十項及び第三十一号の三の四第七項において、第十五号の二の二第二項については第一号第二項、第十五号の二の二第三項、第五十五号の二第三項、第五

十五條の第四第三項、第七十二條の三十八の二、第二十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第七十二條の三十九の四第三項、第七十二條の五十七の二第三項、第七十三條の二十五第三項、第七十五條第五項、第七十四條の二十九第二項、第三百二十一條の七の十二第三項、第三百二十一條の十一の二第三項、第三百二十一條の十一の三第三項及び第六百一十條第六項並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において準用する場合を含む。)、第十五條の第三項(第一條第二項、第十五條の五の三第二項、第十五條の六の三第二項、第五十五條の二第四項、第五十五條の四第四項、第七十二條の三十八の二第五十二項、第七十二條の三十九の二第四項、第七十二條の三十九の四第四項、第七十二條の五十七の二第四項、第七二十五條第五項、第七百四十四條の二十九第二項、第三百二十一條の七の十二第四項、第三百二十一條の十一の二第四項、第三百二十一條の十一の三第四項及び第六百一十條第六項並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において準用する場合を含む。)、第十五條の六の二第一項及び第二項」を、「第十五條の六の二第一項及び第二項」を、「第十五條の六の二第一項及び第二項」を加える部分に限る。)、及び同令別表地方税法施行令の項の改正規定(第九條の七第十五項、第二十五項及び第二十九項)を、「第九條の七第十六項、第二十六項及び第三十項」に、「第四十八條の十三第十六項、第二十六項及び第三十項」を、「第四十八條の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項」に改める部分に限る。)、平成二十八年四月一日

の二第一項」を、「第三十五條の四の二、第三十五條の四の三第一項」に、「並びに第四十八條の九の十一」を、「第四十八條の九の十一並びに第四十八條の九の十九第三項」に改める部分に限る。)、平成三十年一月一日

**附則** (平成二十七年三月三十一日総務省令第四〇号) 抄

**施行期日**

**第一条** この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「通則法改正法」という。)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

**附則** (平成二十七年四月二四日総務省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成二十七年八月七日総務省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成二十七年九月一六日総務省令第七六号) 抄

**施行期日**

**第一条** この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

**附則** (平成二十七年二月二二日総務省令第一〇五号)

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日から施行する。

**附則** (平成二十八年一月二九日総務省令第五号) 抄

**施行期日**

**第一条** この省令は、法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

**附則** (平成二十八年二月二二日総務省令第七号) 抄

**施行期日**

**第一条** この省令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

**附則** (平成二十八年三月三十一日総務省令第三八号) 抄

**施行期日**

**第一条** この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中地方税法施行規則第一条の七第二十三号、第九条の八、第十条第六項第一号、第十条の二の二及び第十条の三の三の改正規定並びに同令附則第四条第二項及び第三項後段の改正規定並びに第四条の規定並びに次条第四項の規定及び附則第七条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法施行令の項の改正規定(「第四十八條の九の九第一項及び第四項並びに第四十八條の九の十一」を「第四十八條の九の十第一項及び第四項並びに第四十八條の九の十一」に改める部分に限る。))、平成二十九年一月一日

四 附則第七条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「附則第十五條第五項、第八項及び第十一項(同条第八項及び第十一項については附則第八條の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第九條第十八項、第九條の二の二第二項、第十五條第九項」に改める部分に限る。))、地域再生法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十九号)の施行の日

**附則** (平成二十八年三月三十一日総務省令第三九号) 抄

**施行期日**

**第一条** この省令は、令和元年十月一日から施行する。

**附則** (平成二十八年五月一九日総務省令第五七号)

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年五月二十一日)から施行する。

**附則** (平成二十八年五月三十一日総務省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成二十八年一月二四日総務省令第九二号) 抄

**施行期日**

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附則** (平成二十八年二月二八日総務省令第一〇二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成二十九年三月三十一日総務省令第二六号) 抄

**施行期日**

**第一条** この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五條第一項、第六條及び第六條の二の改正規定、同条を第六條の二とし、第六條の次に一條を加える改正規定並びに第七條の二の六第一項第四号の改正規定、附則第三条の二の改正規定並びに第七條の三様式の表及び第十号様式の改正規定、第十号様式の表を削る改正規定並びに第十号の二様式の表の改正規定並びに附則第十一条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法施行規則の項の改正規定(「第六條の二第四項」を「第六條の二の二第六項」に改める部分に限る。))に限る。)、公布の日

二 略

三 第一条の九の三を第一条の九の四とし、第一条の九の二の次に一條を加える改正規定、第二条の二の二、第二条の三第三項、第二条の三の第十項ただし書、第二条の三の五第二項並びに第二条の三の六第七項ただし書及び第八項の改正規定並びに次条第一項及び附則第十一条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定(「第三十五條の四の二」を「第三十五條の四の二第三項」に改める部分に限る。))に限る。)、平成三十年一月一日

**附則** (平成二十九年七月六日総務省令第四六号) 抄

**施行期日**

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成二十九年一〇月二三日総務省令第七一号)

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

**附則** (平成三〇年三月三十一日総務省令第二四号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条の十の改正規定、附則第二条の四に一項を加える改正規定並びに第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条第二項及び附則第十二条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「第三項、第四項」の下に「第五項」を加え、「第十項及び第十一項」を「第十項、第十一項及び第十二項」に改める部分に限る。))に限る。平成三十一年一月一日  
四 附則第六条に九項を加える改正規定(同条第八十六項から第九十一項までに係る部分に限る。))及び附則第十二条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定(「附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。」の下に「第十一号第四十六項」を加える部分に限る。))に限る。生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)の施行の日

附則 (平成三〇年三月三十一日総務省令第二五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条の四第二項及び第五条第一項の改正規定並びに附則第二条の八の次に一項を加える改正規定 令和二年四月一日

附則 (平成三〇年二月二日総務省令第六九号)

この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十五号)の施行の日(平成三十年十二月二十五日)から施行する。

附則 (平成三〇年二月二日総務省令第七〇号)

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附則 (平成三一年三月二九日総務省令第三八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第一条の十七を同令第一条の十九とする改正規定、同令第一条の十六の改正規定、同条を同令第一条の十八とする改正規定及び同令第一条の十五の次に二条を加える改正規定並びに第五十五号の五様式の改正規定並びに次条第一項及び第三項の規定並びに附則第七条の規定 令和元年六月一日

附則 (平成三一年三月二九日総務省令第三九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第一条中地方税法施行規則第二条に四項を加える改正規定、同令第二条の二第二項及び第四項並びに第二条の三の二から第二条の三の七までの改正規定並びに同令第三号様式別表裏面、第五号の四様式、第五号の五の二様式及び第五十五号の七様式備考の改正規定並びに次条の規定 令和二年一月一日

三 第一条中地方税法施行規則第一条の二の改正規定、同令第一条の九の五を同令第一条の九の七とし、同令第一条の九の四を同令第一条の九の六とし、同令第一条の九の三の次に二条を加える改正規定、同令第三条の三の二の次に一条を加える改正規定、同令第三条の四第二項第二号、第三条の四の二第一項第四号及び第三条の四の三第二項第二号の改正規定、同令第四条の六の次に一条を加える改正規定、同令第四条の七の次に一条を加える改正規定、同令第五条の二第二項第二号の改正規定、同令第五条の次に二条を加える改正規定、同令第五号の四第二項第二号の改正規定、同令第十条の二の十一を削り、同令第十条の二の十を同令第十条の二の十一とする改正規定、同令第十条の九第二項第二号の改正規定、同令第十条の十の二の十とする改正規定、同令第十条の二の八第二項第二号の改正規定、

同条を同令第十条の二の九とする改正規定並びに同令第十条の二の七の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第三条の二を削り、同令附則第三条の二の二を同令附則第三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則第三条の二の七第二項第三号ロの改正規定並びに附則第五条の規定 令和二年四月一日

附則 (平成三一年三月二九日総務省令第四〇号) 抄

(施行期日等)  
第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行し、平成三十二年五月の譲与時期以後に譲与する特別法人事業譲与税について適用する。

附則 (平成三一年四月一日総務省令第四六号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三一年四月一日総務省令第四七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和元年五月一日総務省令第五〇号) 抄

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。))附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (令和元年七月一日総務省令第二一号)

この省令は、令和元年九月一日から施行する。

附則 (令和元年七月五日総務省令第二三三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年七月一〇日総務省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年八月九日総務省令第三三三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年一〇月一日総務省令第五〇号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十月一日)から施行する。

附則 (令和元年十一月二〇日総務省令第五八号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十一月二十日)から施行する。

附則 (令和元年十二月一日総務省令第六四号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則 (令和五年二月二五日総務省令第九七号)

この省令は、公布の日から施行する。